坂戸市子ども・子育て支援事業計画(第2期)

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の推進行動計画 令和2(2020)年度~令和6(2024)年度

(案)

令和 年 月 坂戸市

1 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の推進行動計画策定の目的

この行動計画は、令和2年3月に策定した「坂戸市子ども・子育て支援事業計画 (第2期)」における「一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室²¹の推進」 を計画的かつ具体的に進めることを目的として策定しました。

※1 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室とは:

同一の小学校内等で放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施し、共働き家庭等の 児童を含めたすべての児童が放課後子ども教室のプログラムに参加できるものです。

これに対し、「連携型」とは、放課後児童クラブと放課後子ども教室の少なくとも一方が 小学校以外の場所にあって、放課後子ども教室が実施するプログラムに放課後児童クラブ の児童が参加するものです。

2 「新・放課後子ども総合プラン」との関連

国は、共働き家庭等における全ての児童が、放課後等を安全・安心に過ごし、 多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした「放課後児童クラブ」及び「放課後子供教室」の計画的な整備を進めることを目的とした「新・放課後子ども総合プラン」を平成30年9月に策定しました。

この行動計画は、「新・放課後子ども総合プラン」における市町村行動計画として位置付けられるものです。

3 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の状況

(1) 放課後児童クラブの状況

保護者が、労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、 授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、そ の健全な育成を図る事業です。

現在、本市では放課後児童クラブ(学童保育所)を14か所設置しています。

(2) 放課後子ども教室の状況

放課後、学校の施設を活用し、地域の人々の参画を得て、学習や昔の遊び、スポーツ等の活動を行うことで、子どもたちの健全な育成を図ることを目的とした事業です。

現在小学校12校中4校(三芳野小学校、勝呂小学校、片柳小学校、大家小学校)で「放課後子どもげんき教室」として実施しています。

4 目標及び具体的方策

(1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

本市では放課後児童クラブを14か所設置しています。また、市独自の事業として、千代田児童センターに留守家庭児童指導室を設置しています。

施設数及び定員は充足しており、今後も現在の状況を維持していきます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
· ①量の 見込み · (需要量)	総数	689 人	663 人	665 人	578 人	586 人
	低学年	493 人	475 人	476 人	414 人	420 人
	高学年	196 人	188 人	189 人	164 人	166 人
②確保 方策	定員	926 人	946 人	946 人	946 人	946 人
	施設数	14 か所				
過不足②-①		237 人	283 人	281 人	368 人	360 人
状況		充足	充足	充足	充足	充足

(2) 放課後子ども教室の令和6年度までの実施計画

放課後に学校施設を利用して実施しているげんき教室の充実を図ります。また、放課後子ども教室未実施の学校については調査研究を行い、実施について検討していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和 5 年度	令和6年度
学校数	12 校	12 校	12 校	12 校	12 校
実施数	4 校	4 校	4 校	4 校	5 校

(3) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量

同一の小学校内等で両事業を実施する場合は、すべての就学児童が放課後子ど も教室の活動プログラムに参加できるよう、調査研究し、実施に向けて計画的な 整備を推進します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和 6 年度
学校数	12 校				
一体型	3 校	3 校	3 校	3 校	4 校
連携型	1 校	1 校	1 校	1 校	1 校

- (4) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に 関する具体的な方策
 - ア 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が一体的に事業を実施するにあたり、双方が連携してプログラムの内容の検討ができるよう、放課後児童クラブの指導員と放課後子ども教室のコーディネーターと、学校関係者を含めた学校区ごとの打合せの場を設けます。
 - イ 実施に際しては、児童の安全面や安全に活動できる人員配置に十分配慮したプログラムになるよう努めます。
- (5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活動に関する具体的な方策

活動する教室の確保については、学校の統廃合などにより、利用が大変困難な状況となっていくことが考えられます。

このため、特別教室も含め、利用できる教室について調査し、学校関係者の理解を促し、学校施設の積極的な利用促進について、協力を依頼していきます。

- (6) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る福祉部局と教育委員会の 具体的な連携に関する方策
 - ア 放課後児童クラブ実施主体の保育課と、放課後子ども教室実施主体の社会教育課との打合せの機会を設定し、実施状況や課題などの情報を常に共有し、事業検証や課題解決に対応していきます。
- (7)地域の実情に応じた放課後児童クラブ開所時間の延長に係る取り組み現在、すべての放課後児童クラブにおいて、通常保育日の土曜日、特別保育日及び臨時保育日の7時30分から8時30分まで並びに通常保育日の18時から19時までの開所時間の延長を実施しております。本計画期間である令和6年までにおいても、引き続き開所時間の延長を行っていきます。
- (8)特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策 児童の特性に応じた継続的な支援の推進など、特別な配慮を必要とする児童 が安心して過ごすことができるよう努めます。

(9) 各放課後児童クラブの環境向上に向けた方策

放課後児童クラブは、保護者の子育てと就労の両立支援対策だけでなく、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じて、児童が社会性の習得や 発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる場です。

こうした役割を果たすために適切な実施場所や運営体制を見直すとともに、放課後子ども教室との一層の連携を進めます。

(10) 放課後児童クラブの利用者や地域住民への情報発信

放課後児童クラブの役割と運営方法、放課後子ども教室との連携等について、 利用者や地域住民への理解を深め、協力を得られるよう、情報の発信に取り組み ます。